

一般社団法人ASISインターナショナル日本支部定款

第1章 総則

第1条 (名称)

本法人は、一般社団法人ASISインターナショナル日本支部、英語表記で、ASIS International Japan Chapter と称する（以下、「ASIS日本支部」という）。

第2条 (目的)

本法人は、ASISインターナショナル本部（米国、バージニア州。以下、「ASIS本部」という）傘下のASIS日本支部として、日本及び世界のセキュリティ推進のため、セキュリティ専門家の能力向上を図るとともに職業としてのセキュリティの社会的認知の向上に寄与することを目的とし、その目的に資するために次の事業を行う。

- (1) セキュリティに関する調査・研究
- (2) セキュリティに関するセミナー、講演会等の実施、及び展示会への出展
- (3) セキュリティに関する施設又は展示会の視察
- (4) セキュリティに関する書籍等物品の販売
- (5) 会報、ウェブサイト、新聞・雑誌等を媒体とした広報活動の実施
- (6) 会員相互のセキュリティに関する情報交換の支援
- (7) ASIS本部が実施する資格試験への支援
- (8) その他第2条の目的を達成するために必要な事業

第3条 (主たる事務所の所在地)

本法人は、主たる事業所を東京都品川区に置く。

第4条 (公告の方法)

当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会員及び社員

第5条 (会員種別)

日本に在住する個人であって、セキュリティに関心を持ち、高い倫理性と志によりASIS本部及びASIS日本支部の目的に賛同する者は、理事会の承認を経て会員となることができる。本法人の会員は次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。

(1) 正会員（社員）

ASIS本部会員資格を有する者で、かつASIS日本支部会員である者を正会員（社員）という。正会員（社員）は、社員総会における議決権を持ち、理事の被選任資格がある。

(2) 準会員

ASIS本部会員資格を持たないが、ASIS日本支部会員である者を準会員という。準会員は、社員総会に出席できるが議決権を持たず、理事の被選任資格がない。

2 正会員（社員）又は準会員で、一定要件を満たす者は次の特別資格を持つことができる。

(1) 名誉会員

正会員（社員）のうちASIS日本支部の活動に多大な貢献をしたと認められる者を「名誉会員」という。名誉会員は、理事会の議決により認定される。名誉会員は、理事会への出席が認められる。

(2) 学生会員

各事業年度初日現在、高等専門学校又は短期大学以上の学校に在籍する者で、正会員は「学生正会員」、準会員は「学生準会員」という。学生会員は、入会金及び年会費が減額される。

第6条（入会）

本法人に会員として入会しようとする者は、本法人が別に定める入会申込書を提出しなければならない。

2 入会は理事会で承認されなければならない。

第7条（入会金及び会費）

会員は、本法人が細則に定めるところに従い、入会金及び年会費を負担する義務を負う。

第8条（会員及び社員の資格の喪失）

正会員（社員）が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) ASIS本部に退会届を提出したとき

(2) ASIS日本支部に退会届を提出したとき

(3) 本人が死亡したとき

(4) 継続して1年以上会費を納入しなかったとき

(5) 除名されたとき

2 正会員（社員）がASIS本部会員資格を喪失したが、引き続きASIS日本支部会員であるときは準会員となる。

3 準会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) ASIS日本支部に退会届を提出したとき

(2) 本人が死亡したとき

(3) 継続して1年以上会費を納入しなかったとき

(4) 除名されたとき

第9条（退会）

会員は任意に退会することができる。

2 会員が退会しようとするときは、事前にASIS日本支部に退会届を提出しなければならない。

3 ASIS本部からの退会手続きについては、ASIS本部の規定による。

第10条（除名）

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、社員総会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき

(2) 本法人のA S I S本部又はA S I S日本支部の名誉を傷つけ、又は本法人の目的に反する行為をしたとき

第 11 条（抛出金品の不返還）

会員が資格を喪失し又は退会する場合、既納の入会金、年会費及びその他の抛出金品はこれを返還しない。

第 3 章 役員等

第 12 条（役員の設定等）

本法人には次の役員を置く。

(1) 理事 3 人以上（うち 1 人を代表理事とする。）

(2) 監事 1 人以上

2 理事の中から次の役職を置く。

(1) A S I S 日本支部支部長（以下「支部長」という）1 人

(2) A S I S 日本支部副支部長（以下「副支部長」という）1 人

第 13 条（選任等）

理事及び監事は社員総会において、本法人の社員から選任する。

2 監事は、理事又は本法人の職員を兼ねることができない。

3 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。代表理事を支部長とする。

4 副支部長は、理事会の決議によって理事の中から定める。

第 14 条（職務）

支部長は、本法人を代表し、その業務を総理する。

2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるとき又は支部長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この規定の定め及び理事会の議決に基づき、本法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行なう。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること

(2) 本法人の財産の状況を監査すること

(3) 前 2 号の規定による監査の結果、本法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは規定に違反する重大な事実があることを発見した場合は、これを社員総会に報告すること

(4) 理事の業務執行の状況又はこの支部の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

第 15 条（役員任期）

理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 増員により選任された理事の任期は現任者の残存期間と同一とする。

- 5 理事又は監事は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

第16条（欠員補充）

理事又は監事が欠け、定数を充たさなくなった場合は、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第17条（解任）

理事又は監事が次の各号の一に該当するに至ったときは、社員総会の議決により、これを解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、社員の半数以上であって、社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1)心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
- (2)職務上の義務違反その他、理事としてふさわしくない行為があったとき
- (3)ASISアジア太平洋リージョン理事会又はASIS本部理事会が解任を勧告したとき

第18条（理事の親族等の制限）

理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族、その他特別の関係がある者の合計数は理事の総数の3分の1を超えてはならない。

第19条（職員）

本法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事会が任免する。

第4章 社員総会

第20条（種別）

本法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

第21条（構成）

社員総会は、社員をもって構成する。

第22条（権限）

社員総会は、以下の事項について議決する。

- (1)定款の変更
- (2)解散
- (3)合併
- (4)事業計画及び収支予算
- (5)事業報告及び収支決算
- (6)役員を選任又は解任、職務
- (7)入会金及び会費の額
- (8)借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く）並びに重要な財産の処分及び譲り受け
- (9)ASIS本部、ASISアジア太平洋リージョン並びに他の支部との連携に関する事項
- (10)理事会において社員総会に付議した事項
- (11)その他社員総会で議決するものとして法令又はこの定款で定められた事項

第 23 条（開催）

定時社員総会は、毎事業年度に 1 回開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき

(2) 正会員（社員）総数の 5 分の 1 以上の議決権を有する社員が、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、招集を請求したとき

第 24 条（定時社員総会の招集時期）

当法人の定時社員総会は、毎事業年度の終了後 2 か月以内に招集する。

第 25 条（招集）

社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、総社員に対し、会日の 1 週間前までに発する。

ただし書面投票又は電子投票を認める場合は、2 週間前までに書面にて発するものとする。

第 26 条（議長）

社員総会の議長は、その社員総会において、出席した社員の中から選出する。

第 27 条（定足数）

社員総会は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席しなければ開会することができない。

第 28 条（議決）

社員総会における議決事項は、あらかじめ通知した事項とする。

2 社員総会の議決は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

第 29 条（表決権等）

社員は、各 1 個の議決権を有する。

2 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の社員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した社員は、前 2 条及び第 4 7 条の適用については、社員総会に出席したものとみなす。

第 30 条（議事録）

社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 5 章 理事会

第 31 条（構成）

本法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

第 32 条（権限）

理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1)業務執行に関する決定
 - (2)理事の職務の執行の監督
 - (3)代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
 - (4)社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
 - (5)規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1)重要な財産の処分及び譲受け
 - (2)多額の借財
 - (3)重要な使用人の選任及び解任
 - (4)従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5)内部管理体制の整備(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適性を確保するために必要な法令で定める体制の整備)
 - (6)役員などの責任の一部免除及び外部役員等との責任限定契約の締結

第 33 条(種類及び開催) 理事会は通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

- 2 通常理事会は、毎年 4 回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1)代表理事が必要と認めたとき。
 - (2)代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の請求があったとき。
 - (3)前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき

第 34 条(招集)

理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第 3 項第 3 号により理事が招集する場合及び一般法人法第 101 条第 3 項の規定に基づき監事が招集する場合を除く。

- 2 代表理事は、前条第 3 項第 2 号又は一般法人法第 101 条第 2 項に該当する場合は、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知を発しなければならない。

第 35 条(議長)

理事会の議長は、法令に別段の定めがあるもののほか、代表理事がこれに当たる。

第 36 条(決議)

理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

第 37 条(決議の省略)

理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りでない。

第 38 条(議事録)

理事会の議事については、開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、決議を要する事

項について特別利害関係を有する理事の氏名、議長その他一般社団法人法施行規則第15条第3項で定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した代表理事及び監事が署名若しくは記名押印又は電子署名をし、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第6章 資産及び会計

第39条（事業年度）

本法人の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの年1期とする。

第40条（資産の構成）

本法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

第41条（資産の管理）

本法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、社員総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第42条（剰余金の分配）

本法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

第43条（事業計画及び予算）

本法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、代表理事が作成し、理事会の承認を経て、社員総会の承認を受けなければならない。

第44条（暫定予算）

前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第45条（予備費の設定及び使用）

予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

第46条（予算の追加及び更正）

予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、社員総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

第47条（事業報告及び決算）

本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。(1)事業報告 (2)

事業報告の付属明細書 (3)貸借対照表 (4)損益計算書(正味財産増減計算書) (5)貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の付属明細書 2 前項第3号及び第4号の書類については、定時社員総会の承認を受けなければならない。 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。(1)監査報告 (2)会計監査報告

第7章 定款の変更、解散及び合併

第48条 (定款の変更)

この定款は、社員総会において、正会員(社員)の半数以上であって、正会員(社員)の議決数の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

第49条 (解散)

本法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1)社員総会の決議
- (2)法人の合併
- (3)社員が欠けたとき
- (4)法人の破産手続開始決定
- (5)解散を命ずる裁判

2 前項第1号の事由により本法人が解散するときは、正会員(社員)の半数以上であって、正会員(社員)の3分の2以上に当たる多数の決議を得なければならない。

第50条 (残余財産の帰属)

本法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、東京都に贈与するものとする。

第8章 附則

第51条 (細則)

この定款の施行について必要な細則は、理事会の決議により別に定める。

第52条(最初の事業年度)

本法人の設立初年度の事業年度は、本法人の成立の日から平成22年12月31日までとする。

第53条(設立時役員)

本法人の設立時の役員は次のとおりである。

設立時理事	徳田和人
設立時理事	平野富義
設立時理事	長瀬泰郎
設立時代表理事	徳田和人
設立時監事	太田隆三

第 54 条(設立時社員の氏名及び住所)

本法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

- | | | |
|---|----|------|
| 1 | 住所 | 神奈川県 |
| | 氏名 | 徳田和人 |
| 2 | 住所 | 大阪府 |
| | 氏名 | 平野富義 |
| 3 | 住所 | 東京都 |
| | 氏名 | 長瀬泰郎 |
| 4 | 住所 | 東京都 |
| | 氏名 | 太田隆三 |

第 55 条(設立時入会金と会費)

本法人の法人設立当初の入会金及び年会費は、第 7 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | | |
|--------------|-----|----------|
| (1) 正会員 (社員) | 入会金 | 0 円 |
| 正会員 (社員) | 年会費 | 5,000 円 |
| (2) 準会員 | 入会金 | 0 円 |
| 準会員 | 年会費 | 12,000 円 |
| (3) 学生会員 | 入会金 | 0 円 |
| 学生会員 | 年会費 | 3,000 円 |

第 56 条(法令の準拠)

この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人A S I Sインターナショナル日本支部を設立するため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成22年 月 日

設立時社員 徳田和人 印

設立時社員 平野富義 印

設立時社員 長瀬泰郎 印

設立時社員 太田隆三 印

印 印 印 印